

○経済産業省令第五十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

経済産業大臣 枝野 幸男

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「固体高分子型」の下に「又は固体酸化物型」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。